



2020年12月21日 第2021-06号

【発行】 J A M

【発行責任者】 中井寛哉

【編集】 総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

子の看護休暇・介護休暇

時間単位で取得可能になります

～施行は2021年1月1日です～

2021年1月1日より、子の看護休暇、介護休暇が時間単位で取得できるようになります。

2017年に半日単位での取得が可能となりましたが、より柔軟に取得できるよう、育児介護休業法施行規則等が更に改正されました。

年次有給休暇の時間単位付与は、労使協定により導入が可能となりますが、子の看護休暇・介護休暇は法令で定められた労働者の権利なの

で、労使協定締結は必要なく、労働者から取得の申出があった場合、事業主は取得させなければなりません。とはいえ、就業規則等への規定整備は必要ですので、見直し・点検をお願いします。

今回の改正では、全ての労働者が対象になります。全事業所で時間単位休暇の管理が必要になりますので、環境整備も必要になります。

<子の看護休暇・介護休暇の概要>

「子の看護休暇」及び「介護休暇」は、育児・介護休業法に定められる休暇制度です。子供の世話や家族の介護が必要な労働者が、事業主に申し出ることにより、1年度につき5日（子供・対象家族が2人以上の場合は10日）を限度として、休暇を取得できます。

	対象労働者	取得目的	取得日数
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する労働者	病気やケガをしたこの世話の他、予防接種や健康診断の受診	1年度につき5日 (小学校就学前の子供が2人以上の場合は10日)
介護休暇	要介護状態(※)にある対象家族の介護を行う労働者 ※けがや病気などにより2週間以上たった常時介護を必要とする状態	通院の付き添いや介護保険に関する手続き等	1年度につき5日 (対象家族が2人以上の場合は10日)

1. 2021年1月から変わるところ（育児・介護休業法施行規則の改正のポイント）

- (1) 子の看護休暇・介護休暇が、2021年1月から、時間単位での取得が可能となります。
※現行制度は、1日または半日を単位とした取得。
- (2) 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者についても、時間単位での取得が可能になります。
※現行制度では、半日単位での取得は認められていません。
- (3) 改正内容では、「始業時間から連続」または「終業時間に連続」する形での取得が義務化されました。
※就業時間の途中での取得（いわゆる「中抜け」）の設定までは義務ではありません。
ただし、厚生労働省は、法を上回る措置として中抜けありの休暇取得を認めるよう配慮を求めています。

<改正のポイント>

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・ 半日単位での取得が可能・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない	<ul style="list-style-type: none">・ 時間単位での取得が可能・ 全ての労働者が取得できる

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

☞ 法令で定められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

厚生労働省のリーフレットより

2. 労使協定の変更が必要です

現行法では、「半日単位」での取得が困難な業務に従事する従業員については、労使協定を締結することで、半日単位の子の看護休暇・介護休暇が取得できませんでした。

2021年1月1日以降は、「時間単位」での取得が困難な業務に従事する従業員は、子の看護休暇・介護休暇を取得できない旨に変更する必要があります。

半日単位から時間単位に変わったことによって、時間単位で取得が困難な業務に該当するかどうかも見直す必要があります。

<労使協定を締結する際の注意点>

☞ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

詳細は、ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。



厚生労働省のリーフレットより

3. 所定労働時間に1時間未満の端数がある場合

端数は時間単位に切り上げます。(1日の所定労働時間7時間30分→8時間)

【例】1日の所定労働時間が7時間45分の場合、時間単位で看護・介護休暇を取得する場合は45分を切り上げて8時間分となります。1時間ずつ7回にわたって休暇を取得した場合、残りは45分となりますが、これを切り上げし、残りは1時間となります。

★要件を満たせば、「両立支援等助成金」が利用できます。

“有給”の「子の看護休暇制度」や「介護休暇制度」を導入し、労働者が休暇を取得した場合など、要件を満たした事業主に支給されます。

【参照】厚労省「育児・介護休業法について」：リーフレットや「Q & A」が掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>